

# 岩手県P連は「一般社団法人」の認可申請をします

岩手県PTA連合会は6月5日の23年度第1回通常総会で、岩手県PTA連合会「定款」変更案（停止条件付き（注1）が承認され、24年度からの「一般社団法人」を目指すことを正式決定した。

有の財産も今後の事業に活用することが出来る。一般社団法人としての事業開始は平成24年4月1日を想定している。

**分経理の開始**（平成24年4月1日を見込む）  
**移行認可プロセス**

- 1) 収支予算書作成
- 2) 定款の変更案の作成（諸規程の整備）
- 3) 申請書の作成後、移行認可を申請（定款の変更案を添付、移行後の役員名簿添付）
- 4) 移行登記（新定款施行、新役員の就任）
- 5) 事業区分経理の開始（移行登記日から、平成20年公益法人会計基準を完全適用）

平成20年に「公益法人改革3法」（一般社団・財団法人法、認定法、整備法）の施行以降、本会は「特例民法法人」と位置づけられていたが、平成25年11月までに新たな法人に移行しなければ自動的に本会が所有する財産は類似の目的を有する団体に寄付することになることや見舞金給付事業の存続を求める声を生かしたPTA連合会の在り方について、「検討委員会」を設置し、理事会や正・副会長会議でも検討を重ねてきた。今回の決議により、岩手県PTA連合会は「PTA・青少年教育団体共済法」により引き続き見舞金給付事業（注2）や現在の事業継続が可能となり、現

有の財産も今後の事業に活用することが出来る。一般社団法人としての事業開始は平成24年4月1日を想定している。

定款に基づく一般社団法人として行政より認可を受ける時点までは、これまでの定款に付随して定められていた諸規程の効力が有効であることを指す。

（注2）PTA・青少年教育団体共済法に基づき、名称が「PTA共済事業」と変更となる。

## 移行スケジュール

1. 申請書類作成前
  - ① 公益目的支出計画の策定
  - ② 公益目的財産額の算定
  - ③ 実施事業等の選定
  - ④ 収支予算書の作成
2. 申請書類作成および提出（行政庁の審査）⇓（公益等認定委員会諮問）⇓認可
3. 移行登記及び事業別区分

1. 公益目的支出計画の完了後は事業活動が自由。  
現有財産額を「公益目的支出計画」に基づいて、毎年赤字の公益事業である「実施事業」を行わなければならないが、「公益目的支出計画」完了後は事業活動が自由。

2. 公益事業である「実施事業」について選択の幅が広い。  
公益法人の場合、認定審査が厳しいが、一般社団法人の場合、実施事業が公益目的に限らない。従来、主務官庁が公益性があると認められてきた「継続事業」であっても認められる。

3. 法人税法上の「収益事業課税」を継続できる。  
法人税法上の一定の要件をクリアできれば、特例民法法人とほぼ同等の収益事業にのみ法人税が課税される方式を継続できる。この場合、事業に関係のない会費や寄付金等には課税されない。ただし利子等の源泉所得税や法人住民税の均等割は、通常は課税される。

4. 遊休財産額の保有制限等  
公益法人や財団法人と異なり、遊休財産額の保有制限や株式の保有制限がない。

5. 理事、監事の資格制限  
同一法人の役員員であるものが、3分の1を超えても問題はない。監事についても同様。ただし、同一親族である者が3分の1を超えると収益事業課税の要件に抵触する。

## PTA見舞金給付事業継続

「PTA・青少年教育団体共済法」に基づいた「PTA共済事業」としての出発するため、現在、岩手県教育委員会の指導、助言を受けながら共済規程（共済事業方法書・共済約款・算出方法書）を作成し、認可申請準備をすすめている。

名称も「共済法」に基づき「PTA共済事業」と変更になるが、現在の「見舞金給付事業」でうたわれている事故に対する補償内容の変更は基本的でない。また児童・生徒・園児各1名ごとに納めて頂いていた会費は「世帯割会費」に変更し、補償内容の変更はない。会費額は現行の1名800円から1世帯6000円の予定である。



## 在り方検討委員会 松尾正弘委員長の談話



公益法人改革3法の施行に伴い、従来の社団法人はすべて新制度に見合った法人へと移行しなければならなくなりました。当、岩手県PTA連合会も例外ではありません。

昨年、発足された「在り方検討委員会」で選出された検討委員との協議で、最初に取りかかったのが、これまでの事業の再検討です。その結果、PTAに関わる諸事業の全てと見舞金給付事業を今後も継続することで見解の統一が図られました。その上で最もふさわしい法人の形態は「一般社団法人」であると判断致しました。一般社団法人へ移行する旨が6月5日の総会で正式に決定されましたことは、まことに喜ばしいことです。

今後は事業の細部に渡る検討、会費の見直しと平行して、定款変更や移行登記といった専門的部分については税理士の工藤重信氏に教えを請いながら、平成24年4月1日に新法人として第一歩を踏み出せることを目指してまいります。